

除籍に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則（以下「学則」という。）第19条の2および市立函館病院高等看護学院学則施行細則第11条に規定する学生の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

(除籍の日)

第2条 除籍の日は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日とする。

事 由	除籍の日
(1)ア 在学年限を超えた者	在学年限の満了日
(1)イ 休学期間を超えた者	休学期間の満了日
(2) 長期間にわたり行方不明の者	学院長が定める日
(3) 死亡した者	学院長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学院長は、学生が学則第19条の2各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、概ね1箇月前までに、学生または保証人に対し、除籍の手続きを行う旨の予告通知をするものとする。

(運営会議の審議)

第4条 学院長は、当該学生の除籍について、運営会議において意見を聞くこととする。

(除籍の決定)

第5条 学院長は、除籍を決定した後、次のとおり速やかに除籍通知書を交付するものとする。

- (1) 第2条第1号アおよび第1号イに該当するものについては、学生および保証人に交付する。
 - (2) 第2条第2号および第3号に該当するものについては、保証人に交付する。
- 2 前項の除籍通知書の交付は、内容証明郵便により行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。